

# 2026年版 JHS 資格認定実施要項

NPO ジャパン ハーブ ソサエティー の

資格を取るために

スクールを開設・運営するために

ハーブ指導者およびインストラクター養成校認定規則

2026年1月1日改訂

## 目次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| ◆主な変更点について                   | 2  |
| ◆JHSの資格取得にあたって               | 3  |
| ◆JHSインストラクター養成校(スクール)を開設するには | 4  |
| ◆カリキュラム【初級コース】               | 5  |
| ◆カリキュラム【中級コース】               | 6  |
| ◆カリキュラム【上級コース】               | 7  |
| ◆ハーブ指導者／インストラクター 養成校認定規則     | 8  |
| ◆JHS 資格認定に関わる申請書類等の書式        | 14 |

特定非営利活動法人

ジャパン ハーブ ソサエティー

## JHS 資格認定制度 実施要項の主な変更点などについて

### I. 2025 年に新たに認定された有資格者と養成校の数 [( )内は現在の総数: 2025.12.1 現在]

○有資格者：計 157 名(955)

初級 80(249)、中級 40(362)、上級 8(282)、スペシャリスト 0(12)、アドバイザー 29(50)

○インストラクター養成校：計 3 校(53 校)

初級校 1(17)、中級校 1(21)、上級校 1(15)

### II. 2026 年の変更点

1. ・インストラクター養成校の更新について、毎年更新となり、更新料は口座引き落としいたします。  
・カリキュラムの提出は 3 年に 1 回となり、2026 年、2029 年と続きます。  
・認定証は、養成校申請後決定された年のみに送付いたします。  
(閉校した場合は認定証を JHS に返却してください。)
2. インストラクター上級 2 次試験(プレゼンテーション)は、2026 年は日程を変更する可能性があります。
3. インストラクター養成校の新規申請、及びより上の級への変更申請に関して、申請書受付は、年 2 回、1 月 15 日・6 月 15 日を提出期限とします。

### III. 2026 年度 試験の出題範囲

2026 年度に行われる資格認定のための 2 次審査(試験)問題は、『ハーブの教科書』、『ハーブのすべてがわかる事典』から主に出題されます。

JHS では皆様からのご意見をもとにしてよりよい制度となるよう、検討を進めております。皆様のさらなるご理解、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 ジャパンハーブソサエティー

理事長 柴田忠裕

資格認定委員会担当理事 宍戸多恵子

委員長 市村江里

スクールサポート委員会担当理事 高松雅子

委員長 森田悠子

**JHSの資格取得にあたって**（下段はタイムスケジュール） 2026年度改訂

|                            | JHSハーブインストラクター初級  | JHSハーブインストラクター中級           | JHSハーブインストラクター上級                                 | JHSアドバイザー                      | JHSハーブスペシャリスト                              |
|----------------------------|---|----------------------------|--|--------------------------------|--|
| 権利                         | JHS養成校以外の一般の人向けに講師ができる  | JHS初級校の講師ができる              | JHS初級、中級、上級校の講師ができる                              | 取得分野のアドバイスができる                 | JHS初級、中級、上級校で専門部の講師ができる                    |
| 受験資格                       | 1. JHS養成校初級コース修了者<br>2. JHS初級ハーブインストラクター養成通信講座修了者               | JHS初級資格保有者で、JHS養成校中級コース修了者 | JHS中級資格保有者で、JHS養成校上級コースを修了した者(注2)<br>(インターン経験2回) | JHSがアドバイザー認定のために実施する特別講座を修了した者 | 通算会員歴1年以上で、ハーブに関する実務経験3年以上の者               |
| 受験申し込み方法                   | JHS養成校に申し込み。<br>ただしJHS初級ハーブインストラクター養成通信講座修了試験合格者は資格認定制度委員会に申し込み | JHS養成校に申し込み                | JHS養成校に申し込み                                      | アドバイザー認定のための特別講座に申し込み          | 資格認定委員会に申し込み                               |
| 受験料(注1)                    | 5,000円  |                            |  | —                              | 5,000円                                     |
| 1次審査                       | 書類審査  |                            |  | —                              | 書類審査                                       |
| 2次審査                       | 筆記試験  |                            | 筆記試験・プレゼンテーション                                   | —                              | レポート提出・プレゼンテーション                           |
| 認定料(注1)                    | 10,000円   | 20,000円                    | 50,000円  | —                              | 1部門のみの場合は20,000円。2部門以上の場合、1部門増えるごとに10,000円 |
| 更新                         | 終身資格(ただしJHS会員であること)   |                            |  | 終身資格(ただしJHS会員であること)            |  |
|                            | 初級  | 中級                         | 上級   | アドバイザー                         | ハーブスペシャリスト                                 |
| 実施要項・申請書類配布                | 1月  |                            |  | 随時                             | 1月   |
| 1次審査(注2)                   | 4月上旬  |                            |  | —                              | 4月上旬                                       |
| 申請受付締切                     | 4月上旬  |                            |  | 随時                             | 4月上旬                                       |
| JHS入会申し込み(注3)              | 合格と同時   |                            |  |                                |  |
| 2次審査(試験)用紙送付               | 4月下旬  |                            |  | —                              | 4月下旬                                       |
| 2次解答締切                     | 5月末   |                            | 6月中旬   | —                              | 6月中旬                                       |
| 初級・中級2次審査                  | 6月  |                            | —  | —                              | —  |
| 上級・スペシャリスト 2次審査(プレゼンテーション) | —   |                            | 9月   | —                              | 9月   |
| 理事会合否判定および合否通知             | 9月下旬  |                            |  | —                              | 9月下旬                                       |
| 認定料振込み締切りおよび認定証送付          | 10月   |                            |  | —                              | 10月  |

(注1) 納入済みの受験料や認定料については原則として返還しません。

(注2) 1次審査について申請要件を満たしているか、インストラクター養成校でチェックを行ってから資格認定委員会へ提出をしてください。

(注3) 表中、JHS養成校というのは、JHSハーブインストラクター養成校の略です。

## JHSハーブインストラクター養成校(スクール)を開設するには

(下段はタイムスケジュール) 2026年改訂

|                     |  | JHSハーブインストラクター<br>初級養成校   | JHSハーブインストラクター<br>中級養成校  | JHSハーブインストラクター<br>上級養成校 |
|---------------------|--|---|--|-------------------------|
| 開設<br>コース           | 初級   | ○   | ○  | ○                       |
|                     | 中級   |   | ○  | ○                       |
|                     | 上級   |   |  | ○                       |
| スクール開設者の条件          | 1. JHS通算会員歴1年以上の個人または法人<br>2. 初級の授業ができる設備を有する                    | 1. JHS通算会員歴2年以上で、かつ、初級スクール運営歴1年以上の運営歴のある個人または法人<br>2. 中級の授業ができる設備を有する | 1. JHS通算会員歴3年以上で、かつ、初級スクール2年、中級スクール1年以上の運営歴のある個人または法人<br>2. 上級の授業ができる設備を有する  |                         |
| 講師の条件               | 1. JHSハーブインストラクター中級以上の有資格者<br>2. JHSハーブスペシャリスト<br>3. JHSハーブマスター  | 1. JHSハーブインストラクター上級の有資格者<br>2. JHSハーブスペシャリスト<br>3. JHSハーブマスター         | 1. JHSハーブインストラクター上級の有資格者(2名以上いなければならない)<br>2. JHSハーブスペシャリスト<br>3. JHSハーブマスター |                         |
| 定員(注1)              | 1クラス30人以下  |   |  |                         |
| カリキュラムと単位数(時間数)(注2) | カリキュラムページ参照  |   |  |                         |
| 申請手数料(注3)           | 10,000円 (初級・中級におけるカルチャー分校2,000円)                                 |   | 10,000円  |                         |
| 認定料(注3,4)           | 20,000円<br>(カルチャー分校4,000円)                                       | 50,000円<br>(カルチャー分校10,000円)   | 個人:80,000円<br>法人:130,000円  |                         |
| 更新                  | 3年に1回  |   |  |                         |
| 更新料(注3)             | 毎年 6,000円<br>(ただし、初級・中級におけるカルチャー分校1,200円、上級における法人10,000円)        |   |  |                         |
| 要項・申請書類配布、申請書受付     | 要項・申請書類配布は1月。申請書受付は年2回、1月15日・6月15日までに提出する                        |   |  |                         |
| 認定証                 | 1月15日までに申込の場合・・・送付3月末日、認定日4月1日<br>6月15日までに申込の場合・・・送付8月末日、認定日9月1日 |   |  |                         |

(注1) 実習講座で15名を超える場合は助手を1名以上付けなければなりません。なお、文部科学省認可の学校法人が運営するスクールについては、1クラスの定員は特に規定しません。

(注2) 季節を分散させうえて、講座を年3回以上にまとめて、必要カリキュラムをすべて行う集中講座を開設することができます。1単位は2時間以上とします。

(注3) 申請手数料と認定料、更新料の欄に記載されている「カルチャー分校」とは「拠点校以外のカルチャー教室」を示し、正規料金の5分の1になっています。

(注4) 納入済みの申請手数料と認定料、更新料は原則として返還いたしません。

※ 審査の進行状況や理事会の開催日程によって、スケジュールが1カ月程度遅れることがあります。

※ 生徒募集を一時休止するなどで会報誌やホームページへの掲載を望まなくなった場合にはスクールサポート委員会にご連絡ください。

※ 閉校など、スクール運営に変更が生じるような場合は、スクールサポート委員会へお知らせください。また、閉校する場合は認定証はJHSに返却してください。

必須単位： 14単位（28時間）

選択単位： 4単位（8時間）以上（単位数と内容に関してはスクールが独自に設定）

合計： 18単位（36時間）以上を行うこと（注2）

必須カリキュラム表

| テーマ           | 分類                | 内容（注3）   | 実習（注3）   | 単位数（注4）                  |
|---------------|-------------------|--|--|--------------------------|
| ハーブの歴史        | 基本的なことから          | 四大文明について<br>歴史の上でのハーブの変遷について<br>重要人物と書物について  | 美容・健康と<br>ハーブ、食と<br>ハーブ、ハー<br>ブクラフトの<br>内容から選<br>択して実施 | 2                        |
| ハーブの種類        | 主なハーブ             | ハーブの種類について<br>有毒植物について   |  | 2                        |
| ハーブの育て方       | 有機栽培、育て方・<br>殖やし方 | 土づくりと病害虫管理について<br>種まき、挿し木について  | 種まき<br>挿し木   | 2                        |
| 美容・<br>健康とハーブ | アロマセラピー・<br>活用法   | 歴史について<br>基礎知識（精油、基材、嗅覚、安全性、関連法規）について<br>方法（アロマクラフト、芳香浴、吸入、アロマバス、チンキ）につい<br>て<br>各種精油について<br>パッチテストについて<br>アロマクラフト（エアフレッシュナー、ミツロウクリーム、バスソルト、<br>ハーブ石鹸）について | 左の内容から<br>選択して実施<br>（必修）                               | 2                        |
|               | ハーブティー            | おいしいいれ方について<br>各種ハーブティーについて  |  | 左の内容から<br>選択して実施<br>（必修） |
| 食とハーブ         | 料理                | クッキングハーブの基本的な使い方について<br>ハーブバター、ハーブチーズ、ハーブビネガー、ハーブオイル、<br>ハーブソルト、ブーケガルニ、エルブドプロバンス、フィッシュゼル<br>ブ、ジェノベーゼについて   | 左の内容から<br>選択して実施<br>（必修）                               | 2                        |
| ハーブクラフト       | クラフト・染色           | ハーブクラフトの歴史について<br>ポプリ（ドライ）、ラベンダーバンドルズ、タッジーマッジー、フルー<br>ツボマンダーについて<br>染色の基礎について<br>煮染め（同浴染め／ミョウバン）もしくは藍の生葉染めについて<br>（※藍の生葉染めは初級もしくは中級のどちらかで実施）               | 左の内容から<br>選択して実施<br>（必修）                               | 3                        |

（注1） 『ハーブの教科書ガイド』を参照しながら、授業は『ハーブの教科書』『ハーブのすべてがわかる事典』に基づいてすすめること。

（注2） 選択単位のテーマは養成校で独自に設定できるが、カリキュラム全体のバランスを考え、特定のテーマに片寄らないようにすること。  
季節を分散させたいので、講座を年3回以上にまとめて、必要カリキュラムをすべて行う集中講座を開設することができる。

（注3） できるだけ実習中心に授業を組み立て、実習と記載されていない内容についてもなるべく実習を伴うことが望ましい。

（注4） 1単位は2時間以上とする。

（注5） 本カリキュラムは2026年4月以降の講座に適用する。

必須単位： 14単位（28時間）

選択単位： 4単位（8時間）以上（単位数と内容に関してはスクールが独自に設定）

合計18単位（36時間）以上を行うこと（注2）

### 必須カリキュラム表

| テーマ       | 分類               | 内容（注2）   | 実習（注3）                             | 単位数（注4） |
|-----------|------------------|--|------------------------------------|---------|
| ハーブの歴史    | 歴史年表             | 世界史・日本史におけるハーブについて   | 美容・健康とハーブ、食とハーブ、ハーブクラフトの内容から選択して実施 | 1       |
| ハーブの植物学   | 化学・分類・形態         | ハーブの香り成分について<br>ハーブの分類と学名の基本について<br>ハーブの組織・形態の基本について   |                                    | 2       |
| ハーブの種類    | 主なハーブ            | ハーブの種類について   |                                    | 1       |
| ハーブの育て方   | ガーデニング           | プランターや花壇でのハーブデザインについて  | 栽培実習（必修）                           | 2       |
| 美容・健康とハーブ | アロマセラピーとコスメティックス | 基礎知識（皮膚、刺激・毒性）について<br>コスメティックスについて<br>各種精油について<br>精油のブレンド方法について<br>アロマクラフト（クレイ、化粧水、自然香水など）について   | 左の内容から選択して実施（必修）                   | 2       |
|           | ハーブティー           | 症状別ハーブティーの基本について<br>各種ハーブティーについて   | 左の内容から選択して実施（必修）                   | 1       |
| 食とハーブ     | 料理               | スパイスの基本的な使い方について<br>世界の主なスパイスブレンドについて<br>ハーブ＆スパイスの役割と効果について<br>肉料理・魚料理に適したハーブ＆スパイスの使い方について   | 左の内容から選択して実施（必修）                   | 2       |
| ハーブクラフト   | クラフト・染色          | ポプリクラフト（サシェ、シューズキーパー、ピローなど）、モイストポプリ、リース、スパイスクラフト、和の香りなどについて<br>染めの歴史について<br>煮染め（媒染法と媒染剤）もしくは藍の生葉染めについて<br>（※藍の生葉染めについては初級もしくは中級のどちらかで実施） | 左の内容から選択して実施（必修）                   | 3       |

（注1）『ハーブの教科書ガイド』を参照しながら、授業は『ハーブの教科書』『ハーブのすべてがわかる事典』に基づいてすすめること。

（注2） 選択単位のテーマは養成校で独自に設定できるが、カリキュラム全体のバランスを考え、特定のテーマに片寄らないようにすること。  
季節を分散させたうえで、講座を年3回以上にまとめて、必要カリキュラムをすべて行う集中講座を開設することができる。

（注3） できるだけ実習中心に授業を組み立て、実習と記載されていない内容についてもなるべく実習を伴うことが望ましい。

（注4） 1単位は2時間以上とする。

（注5） 本カリキュラムは2026年4月以降の講座に適用する。

必須単位： 11単位（22時間）

選択単位： 4単位（8時間）以上（単位数と内容に関してはスクールが独自に設定）

インターン： 2回以上（注2）

合計： 15単位（30時間）以上（注3） + インターン

### 必須カリキュラム表

| テーマ           | 分類       | 内容（注4）   | 単位数（注5） |
|---------------|----------|--|---------|
| ハーブの歴史        | 歴史年表     | 世界史・日本史におけるハーブについて   | 1       |
| ハーブの植物学       | 化学・分類・形態 | ハーブの成分について<br>ハーブの分類と学名について                                  | 1       |
| ハーブの種類        | 主なハーブ    | ハーブの種類について   | 1       |
| ハーブの育て方       | ガーデニング   | ハーブガーデンデザインについて<br>園芸療法と園芸福祉について<br>市民農園・建物緑化とハーブについて        | 2       |
| 美容・<br>健康とハーブ | 世界の自然療法  | ハーブ療法、アーユルヴェーダ、中国医学、漢方などの自然療法について                            | 1       |
|               | ハーブティー   | 症状別ハーブティーレシピについて   | 1       |
| 食とハーブ         | 料理       | 世界各地のハーブ&スパイス料理について<br>薬膳について                                | 2       |
| ハーブクラフト       | クラフト・染色  | オリジナルクラフトについて<br>特殊な染色（紅花、紫根染め（アルコール抽出）、藍の乾燥葉染め、花びら染めなど）について | 2       |

- (注1) 授業をすすめるにあたって『ハーブの教科書ガイド』を参照しながら『ハーブの教科書』『ハーブのすべてがわかる事典』に基づいてすすめること。
- (注2) インターンを2回以上行うこと(1講座120分)。インターンについては、インストラクター養成校で行うもののほか、講師料などの対価を得て行う講師活動、自己の主宰するハーブ教室での講師活動、JHSが特に認めた講師活動を含む。
- (注3) 選択単位のテーマは養成校で独自に設定できる。ただし、上級クラスであることを認識し、レベルは中級クラスを超えるものでなければならない。  
季節を分散させたくえで、講座を3回以上にまとめて、必要カリキュラムをすべて行う集中講座を開設することができる。
- (注4) できるだけ実習中心に授業を組み立て、実習と記載されていない内容についてもなるべく実習を伴うことが望ましい。
- (注5) 1単位は2時間以上とする。
- (注6) 本カリキュラムは2026年4月以降の講座に適用する。

# ハーブ指導者およびインストラクター養成校認定規則

## 第1章 目的

### [目的]

- 第1条 この規則は、特定非営利活動法人ジャパンハーブソサエティー（以下 JHS と称す）が長年にわたり提唱し実践している、ハーブの指導および普及活動を補完し、より幅広く JHS の理念を実現するため、ハーブ指導者の資格およびインストラクター養成校の認定制度について規定する。
- 第2条 この規則は、インストラクター養成校および有資格者間でハーブに関する情報を交換し、知識、技能を高め研鑽すると共に、教育、福祉などにおいて体系的な貢献ができる人材を、社会に送り出すことを目的とする。

## 第2章 JHS 資格認定制度

### [認定資格の種類]

- 第3条 JHS が認定するハーブインストラクターの資格は次の3種類とする。
- ① ハーブインストラクター初級  
以下の i)、ii)、のいずれかに該当する者で、資格認定委員会の審査に合格し、理事会で承認された者。
    - i) JHS 会員で、JHS が認定したインストラクター養成校のハーブインストラクター初級コースを修了もしくは修了見込み。
    - ii) JHS 初級ハーブインストラクター養成通信講座修了者。
  - ② ハーブインストラクター中級  
JHS 会員で、JHS が認定したインストラクター養成校のハーブインストラクター中級コースの修了もしくは修了見込み者で、資格認定委員会の審査に合格し、理事会で承認された者。
  - ③ ハーブインストラクター上級  
JHS 会員で、JHS が認定したインストラクター養成校のハーブインストラクター上級コースの修了者で、かつ講師としてのインターンを2回以上終了し、資格認定委員会の審査に合格し、理事会で承認された者。  
(注1) インターンについては〔JHS のカリキュラム上級コース〕の脚注を参照のこと。  
(注2) JHS ハーブインストラクターの資格（初級、中級、上級）を保有するためには、JHS の会員であることが義務づけられる。
- 第4条 JHS は第3条の資格のほか、特別資格として、次の2種類の資格を設ける。
- ① アドバイザー  
JHS がアドバイザー認定のために実施する、ハーブの特定分野における特別講座（6単位 12時間以上の受講）を修了し、資格認定委員会で認証されたもの。アドバイザーは、JHS の会員であることが義務づけられる。
  - ② ハーブスペシャリスト  
JHS の通算会員歴が1年以上で、広い分野にわたるインストラクター以外のハーブに関連した職業に3年以上従事し、ハーブの特定分野（育苗および栽培、料理およびティー、クラフトおよび染色）における実践的な知識または技能を有すると、資格認定委員会が認めた者。ハーブスペシャリストは、複数の部門について同時に申請することができる。ハーブスペシャリストは、引続き JHS の会員であることが義務づけられる。  
(注1) ハーブに関連した医薬品、サプリメント、医療行為などについては、法律関係が複雑で、JHS の認定になじまないため除外する。  
(注2) ハーブインストラクターおよびハーブスペシャリストの資格は個人を対象としたものである。法人会員に属する個人が2名の法人枠で申請を行う場合の会員歴および経験年数は、当該個人の業務歴と読み替え、法人の代表者がこれを証明する書類を添付すること。法人枠で JHS のハーブインストラクターおよびハーブスペシャリストの資格を取得した者が、退職などの理由で法人枠を失った場合には、個人会員に切り替えることにより、引き続きその資格を保有することができる。

第5条 称号 ハーブマスター

JHS はハーブの特定分野（育苗、栽培、料理、ティー、クラフト、染色など）において、大学で教えられるレベルの優れた知識と技術を持ち、ハーブの普及に多大な貢献があったと JHS が認めた者に、理事会

の推薦によりこの称号を贈る。ハーブマスターは、JHS の会員になることは義務づけられない。

[資格取得審査]

第6条 資格認定のための審査は次のとおり実施する。

- ① ハーブインストラクター初級 ; 毎年1回 (1次審査および2次審査)
- ② ハーブインストラクター中級 ; 毎年1回 (1次審査および2次審査)
- ③ ハーブインストラクター上級 ; 毎年1回 (1次審査および2次審査)
- ④ アドバイザー ; 不定期 (プロに学ぶ講座を受講)
- ⑤ ハーブスペシャリスト ; 毎年1回 (1次審査および2次審査)

[受験申込み]

第7条 受験申込みは下記にて行う。

- ① 受験申込みは所定の申請書に必要事項を記入の上、受験料を添え、所定の期日までに、インストラクター養成校に提出する。インストラクター養成校は取りまとめて資格認定委員会に提出する。ただしJHS初級ハーブインストラクター養成通信講座修了試験の修了者は、所定の期日までに、直接、資格認定委員会に申請する。  
なお、申請受付期間までに全カリキュラムを修了していない初級・中級受講生については、3月末時点で、全カリキュラムの18単位中14単位を修了していれば「修了見込み」で申請できる。ただし9月末までに全カリキュラムを終了し、養成校が修了届を提出すること。  
上級ハーブインストラクターについては修了見込みでの申請は認めない。
- ② ハーブインストラクターの資格認定申請は、初回申請時には初級を申請すること。また中級申請者は初級資格取得者、上級申請者は中級資格取得者に限定する。
- ③ ハーブスペシャリストの申請は、資格認定委員会へ提出する。  
(注) 受験料は別紙 (P.3) に記載する。

[1次審査]

第8条 1次審査は下記により行う。

- ① ハーブインストラクター初級、中級、上級申請者については申請要件を満たしているかどうかのチェックを養成校で行い、資格認定委員会が合否を決定する。
- ② JHS 初級ハーブインストラクター養成通信講座修了者については、通信講座で実施する試験ならびに資格認定委員会の書類審査により合否を決定する。
- ③ ハーブスペシャリストについては、資格認定委員会の書類審査により合否を決定する。

[2次審査]

第9条 2次審査は1次審査の合格者を対象に行うもので、下記の方法により審査する。

- ① ハーブインストラクター初級  
資格認定委員会で出題した問題について解答を提出し、資格認定委員会でこれを審査・合否判定をし、理事会で承認をする。
- ② ハーブインストラクター中級  
資格認定委員会で出題した問題について解答を提出し、資格認定委員会でこれを審査・合否判定をし、理事会で承認をする。
- ③ ハーブインストラクター上級  
資格認定委員会で出題したテーマについて解答を提出し、JHS 上級 2次審査委員会でプレゼンテーションを行い、理事会で合否を決定する。
- ④ ハーブスペシャリスト  
資格認定委員会で出題したテーマについてレポートを提出し、JHS 上級 2次審査委員会でプレゼンテーションを行い、資格認定委員会が合否を判定し、理事会で承認する。

[合否の通知など]

第10条 合否の通知は下記により行う。

- ① 1次審査の合否の通知は、養成校宛、本人宛所定の期日までに郵送する。但し養成校が閉校の場合は本人宛に郵送する。不合格の場合はその理由を明記する。
- ② ハーブインストラクター初級および中級 2次審査の合否の通知は、解答締切り後2ヶ月以内 (社会状況により日程変更になる場合がある) に、インストラクター養成校および申請者に郵送で行う。なお、不合格の場合はその理由を明記する。養成校が修了見込み者として申請した者が2次審査に合格した場合は

仮合格とし、養成校からの修了届（JHS ホームページよりダウンロードできる）が資格認定委員会に提出された時点で正式合格とする。

- ③ ハーブインストラクター上級の2次審査の可否は、理事会の判定後、インストラクター養成校および申請者に郵送で通知する。なお、不合格の場合はその理由を明記する。
- ④ 合格の通知を受けた者は、別紙（P.3）に定める認定料を期日迄に納入すること。認定料の入金確認後、認定証を送付する。JHS 未入会者は、入会手続きで入会金と年会費の入金、さらに認定料の入金確認後、認定証を送付する。

#### 〔資格の表示〕

第11条 名刺、印刷物などに資格を表示する場合は、下記のとおりとする。

- ① NPO・JHS 認定 初級（中級、上級）ハーブインストラクター
  - ② NPO・JHS 認定〇〇アドバイザー
  - ③ NPO・JHS 認定 ハーブスペシャリスト（育苗および栽培部門）、（料理およびティー部門）、（クラフトおよび染色部門）
  - ④ NPO・JHS 認定ハーブマスター
- （注1）NPO・JHS のかわりに 特定非営利活動法人ジャパンハーブソサエティーを使用しても良い。また認定コース（初級、中級、上級の別）は必ず明記すること。
- （注2）アドバイザーの名称の〇〇は認定証に記載の名称とする

#### 〔資格認定の期間〕

第12条 各資格とも終身資格とする。ただし第14条の規定に抵触した場合には認定を取消すものとする。

#### 〔会員の責務〕

第13条 会員は、JHS が開催するハーブセミナー・スクールガイダンス、ステップアップ講座、アドバイザー資格取得講座などに参加し、ハーブに関する情報を交換し、知識を高めて研鑽することがのぞましい。

#### 〔資格の失効と復活〕

第14条 次の場合資格は失効する。

- ① JHS を退会した場合、および JHS の年会費を納めず退会処理となった場合。
  - ② JHS の名誉を著しく失墜させるような行為、言動があった場合。
  - ③ 資格を利用し、他人に人的または経済的な被害を与えていると、JHS 理事会が判断し、それを正すよう文書を持って申し入れても、改めない場合。
- 資格の失効は JHS 理事会が決定し、資格認定委員会が通知する。

（注）資格が失効した場合は、すみやかに認定証を JHS 事務局に返却するものとする。

第15条 第14条の①の理由で、ハーブインストラクターまたはスペシャリストの資格を失った者が、資格失効時に保有していた資格を再取得したいと考えた場合は、資格復活手数料として、当該資格認定料の80%と入会金を添えて復活申請することができる。

資格認定委員会が審査し、理事会が承認することにより復活が決定する。

### 第3章 JHS インストラクター養成校

#### 〔インストラクター養成校の種類〕

第16条 インストラクター養成校（スクール）は、規模、個人経営、法人経営の別、講座を運営するための設備、講師確保の状況およびレベルなどによって次の3種類に分けて認定する。

##### ① ハーブインストラクター初級養成校

JHS のカリキュラムに則った、ハーブインストラクター初級コースの授業により、JHS ハーブインストラクター初級受験資格者を養成することができる。

通算1年以上 JHS の会員（個人または法人）が代表者で、初級コースの授業ができる設備を備えていること。

##### ② ハーブインストラクター中級養成校

JHS のカリキュラムに則った、ハーブインストラクター初級コースおよび中級コースの授業により、JHS ハーブインストラクター初級、および中級受験資格者を養成することができる。通算2年以上 JHS の会員（個人または法人）で、ハーブインストラクター初級養成校を1年以上開校しており初級コースおよび中級コースの授業ができる設備を備えていること。

##### ③ ハーブインストラクター上級養成校

JHS のカリキュラムに則った、ハーブインストラクター初級、中級、上級コースの授業により、JHS ハ

ーブインストラクター初級、中級、上級受験資格者を養成することができる。

通算3年以上JHSの会員（個人または法人）で、かつハーブインストラクター初級校を2年以上、中級養成校を1年以上開設しており、かつハーブ講座のすべて（栽培、食とハーブ、健康と美容、ハーブクラフト、歴史など）の授業ができる設備を有し、各分野における卓越した講師を2名以上確保していること。

なお、スクールの運営が個人によって行われる場合は、認定料は別紙（P.4）の個人の項を、法人によって行われる場合は法人の項を適用する。

（注1）別紙（P.4）の個人および法人は、教室の運営が個人によって行われるか、法人によって行われるかの区別を示すものであり、JHSの個人会員、法人会員の区分と一致するとは限らない。

（注2）上級ハーブインストラクターの資格を有する者が、インストラクター中級養成校の開設を希望する場合であっても、初回の申請は初級インストラクター養成校について行うこと。中級校の申請は、初級コースの教室を1年以上開設した後に行うこと。以下上級校についても同様中級コースの開設後とする。

（注3）インストラクター養成校の呼称については、教室やスクールなど、自由に選択できる。但し、ハーブ教室以外の教室と誤解されるような名称は使用出来ない。また単なるハーブ教室と言った名称は認めない。必ず養成校を特定できる名称を加えること。

第17条 インストラクター養成校の講師は以下のいずれかの項目をクリアしていなければならない。

- ① ハーブインストラクター初級養成校の講師は、JHS ハーブインストラクター中級以上の資格を有すること。
- ② ハーブインストラクター中級および上級養成校の講師は、JHS ハーブインストラクター上級の資格を有すること。
- ③ ハーブスペシャリストおよびハーブマスターは、自己の専門分野について特別講師を務めることができる。
- ④ 上記以外にも、専門分野について、知識、技術に優れた者を特別講師とすることができる。

[教室の定数]

第18条 インストラクター養成校は、1クラスの生徒の上限を30名とする。但し、実習講座で15名を越える場合は、1名以上の助手を付けなければならない。

[インストラクター養成校の認定]

第19条 JHS インストラクター養成校の新設申請は、前期は1月15日までに、後期は6月15日までに別紙（書式5,6,7,8と校則）の申請書類に申請手数料を添え、スクールサポート委員会に提出すること。前期は3月末日、後期は8月末日までに理事会で合否を決定し、認定料入金確認後、認定証を送付する。

[合否の通知]

第20条 養成校の合否の通知は郵送で行う。

[インストラクター養成校の認定期間と更新]

第21条 JHS インストラクター養成校の認定期間は変更のない限り継続する。

有効期間については、認定月にかかわらず、最初の3月31日までとする。

継続を希望する場合は、有効期間が終了する前に、更新料として毎年6000円口座より引き落としとする。認定料および更新料は別紙（P.4）に記載する。

[認定期間中に認定資格を変更する場合の扱い]

第22条 インストラクター養成校の認定期間中に、より上位の養成校への変更を希望する場合、申請受付は年2回とする。認定希望者は、前期は1月15日までに、後期は6月15日までに別紙（書式5,6,7,8,9）の申請書類に申請手数料を添え、スクールサポート委員会に提出すること。スクールサポート委員会の審査で合格と決定した場合、新認定の有効期間は認定月にかかわらず、最初の3月31日までとする。

[カルチャー教室の扱い]

第23条 多数の講座を運営している、カルチャーセンターや公民館など（以下カルチャー教室と称す）で、運営者の依頼により講座を受持ち、その講座の実質的な責任者として、資格認定委員会が定めるカリキュラムに則り授業を行っている場合は、下記のごとく扱うものとする。

- ① 会員が自己の運営する教室を別に持っている場合は、それを拠点校とし、カルチャー教室のみで講師活動を行っている場合は、カルチャー教室の1つを拠点校として、申請を行う。拠点校の申請手数料および認定料、更新料は正規の金額とする。なお、カルチャー教室については上級校の申請は認めないものと

する。

- ② カルチャー教室で、拠点校以外の場合には、申請手数料および認定料、更新料は正規金額の5分の1とする。なお、拠点校以外の申請は拠点校よりも上位の養成校となることは出来ない。
- ③ カルチャー教室について申請を行った会員は、カルチャー教室の運営者に代って、JHS 資格認定制度規則に定める総ての責務を負うものとする。

(注1) カルチャーセンターや公民館などであっても、単に場所を借りるだけで、会員の責任において教室を開設している場合にはカルチャー教室とは認めない。

#### 第4章 カリキュラム

[カリキュラム]

第24条 JHS ハーブインストラクター初級、中級、上級養成校の必須カリキュラムは別紙（P.5～7）に記載する。

#### 第5章 インストラクター養成校の権利と義務

[権利]

第25条 インストラクター養成校は下記の権利を有する。

- ① JHS ハーブインストラクター養成校としての名称を使用できる。インストラクター養成校は、名刺、印刷物などに記載する場合は、NPO・JHS 認定 ハーブインストラクター初級（中級、上級）養成校とする。  
(注) NPO・JHS のかわりに 特定非営利活動法人ジャパンハーブソサエティーを使用してもよい。  
またインストラクター養成校の種類（初級、中級、上級の別）は明記すること。
- ② インストラクター養成校は所定の単位を取得した生徒に対して、インストラクター養成校としての修了証を発行することができる。

[責任]

第26条 インストラクター養成校は下記の責任を負う。

- ① ハーブの指導と普及を通じて社会に貢献し、自然と正しく共存できる生活を提唱すること。
- ② JHS ハーブ指導者およびインストラクター養成校認定規則を遵守しなければならない。
- ③ JHS 資格認定制度をよく理解し、制度の円滑な運営に協力しなければならない。
- ④ 生徒の人格や尊厳を尊重し、社会的にも意義ある存在でなければならない。
- ⑤ 更新申請を行う場合には、最新のカリキュラム（初級校は初級の、中級校は初級および中級の、上級校は初級、中級および上級の）をスクールサポート委員会に提出しなければならない。

#### 第6章 インストラクター養成校の運営

[校則]

第27条 インストラクター養成校は校則を定め、以下の事項を規定するものとする。

- ① インストラクター養成校の名称。
- ② 1クラスの定員。
- ③ 修業期間と単位。
- ④ 入学時における資格、選考方法、入学手続き。
- ⑤ 進級、転校、卒業、休学、退学、除籍などに関する基準。

[生徒管理]

第28条 生徒管理については下記の項目を実行すること。

- ① 校則に定められた定員を守り、定員を超えた場合はクラスを増やすこと。
- ② 受講時間がJHSの定める単位に満たない場合は、生徒の進級または卒業を認めないこと。進級・卒業に際し不足する単位がある場合は、補講またはレポート提出で補完すること。
- ③ 正当な理由がある転校生の修得単位の認定は、インストラクター養成校相互の履修証明書の確認により、円滑に行うこと。

[納入金についての規定]

第29条 入学金、授業料、教材費などに関する規定を適正かつ明確に定めること。

- ① 生徒が納入すべき入学金、授業料、教材費などは適正な額であり、事前に決めた金額以上は、原則として徴収しないこと。
- ② 転勤、校則違反などによる退学における納入金返却の有無について、入学時に明示しておくこと。

[事務管理]

第30条 インストラクター養成校は次にあげる事務書類を常備し、5年間保管する事とする。  
履修単位の記録は生徒本人にも渡す事とする。

- ① 生徒名簿、履修単位の記録。
- ② 校則、カリキュラム、授業記録、出席簿。
- ③ 講師の名簿、履歴書、出勤簿。
- ④ 資格認定に関する記録。

〔認定の失効・中断と再開〕

第31条 次の場合、認定は失効する。

- ① 代表者の都合で、スクールの運営を中止する場合。
- ② 更新申請を行わなかった場合。
- ③ ハーブインストラクターの資格を持った代表者が、インストラクターの資格を失った場合。但し講座を担当するハーブインストラクター有資格者を別に確保した場合はこの限りではない。
- ④ JHS の規則に違反、名誉を著しく損なった場合、JHS ハーブインストラクター養成校としてふさわしくないと、JHS 理事会が判断した場合。
- ⑤ 代表者（個人および法人）が JHS を退会した場合。

（注）認定を失効したインストラクター養成校を、同校の認定失効以前に修了している者は、特例として、ハーブインストラクターの申請を個人で行うことができる。

第32条 やむを得ない事情により、代表者がインストラクター養成校を一時的に中断せざるを得ない場合、および中断していたインストラクター養成校を再開する場合は、代表者と JHS 理事会の協議により対処する。

## 第7章 付則

〔付則〕

第33条 ハーブ指導者およびインストラクター養成校が、何らかの理由により申請書記載事項に変更を生じた場合には、所定の届出用紙によりすみやかに資格認定委員会及びスクールサポート委員会に届けなければならない。

第34条 この規則に疑義あるときは、信義誠実の原則に則り JHS 理事会で判断する。  
この規則は毎年一回、1月までに見直しを行うものとする。

以上

(書式 1)

初 級

2026年度

インストラクター初級資格認定 申請書

※ 受験番号

A -

※受験番号はJHSで記入しますので記入しないでください

|  |  |                              |
|--|--|------------------------------|
| JHS会員・非会員  | <input type="checkbox"/> 会員 (会員番号No. ) | <input type="checkbox"/> 非会員 |
| ふりがな<br>氏 名  |  |                              |
| 修了<br>養成校名   |  |                              |
| ふりがな<br>自 宅 住 所  | 〒 -                                    |                              |
| 自 宅 電 話  | ( ) -                                  |                              |
| F A X  | ( ) -                                  |                              |
| 携 帯  | - -                                    |                              |
| 携帯-Mail  |  |                              |
| PC-Mail  |  |                              |
| 生 年 月 日  | 年 月 日                                  | 女 男                          |
| 職 業  |  |                              |
| 関連分野の取得の<br>資格   |  |                              |
| 会報誌およびホームページの合格者名簿に掲載を希望されない方は、チェックをお願いいたします<br>【会報誌】 <input type="checkbox"/> 掲載不可 【ホームページ】 <input type="checkbox"/> 掲載不可       |  |                              |
| <b>&lt;修了したインストラクター養成校の代表者の証明&gt;</b><br>上記の者は申請書通りカリキュラムを修了した（または修了見込みである）事を証明します。<br>修了見込み者については、欠席が生じた場合は補講により修了させる事を保証いたします。 |  |                              |
| 現在修得単位数  | 単 位                                    |                              |
| 年 月 ( 修了 ・ 修了見込み )   | ←どちらかに○を記入                             |                              |
| 養成校名   |  | インストラクター養成校番号                |
| TEL ( ) -  |  | No.                          |
| 代表者氏名  |  | 印                            |

(書式 2)

中 級

2026年度

インストラクター中級資格認定 申請書

※受験番号 B-

※受験番号はJHSで記入しますので記入しないでください

|  |    |              |  |
|--|----|--------------|--|
| JHS会員番号  |    | 日中連絡の可能な電話番号 |  |
| E-mail<br>アドレス   |    |              |  |
| 氏名の<br>ローマ字表記  |    |              |  |
| フリガナ   |    |              |  |
| 氏 名  |    |              |  |
| 修 了<br>養成校名  | 初級 |              |  |
|  | 中級 |              |  |
| 関連分野の<br>既得資格  |    |              |  |
| ＜本年度 インストラクター養成校を申請する予定＞<br><input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない  |    |              |  |
| 会報誌およびホームページの合格者名簿に掲載を希望されない方は、チェックをお願いいたします<br>【会報誌】 <input type="checkbox"/> 掲載不可 【ホームページ】 <input type="checkbox"/> 掲載不可 |    |              |  |

※住所等の登録事項に変更があった場合は、必ずJHS事務局にお知らせ下さい。

＜修了したインストラクター養成校の代表者の証明＞

上記の者は申請書通りカリキュラムを修了した（または修了見込みである）ことを証明します。  
なお、修了見込み者については、欠席が生じた場合は補講により修了させることを保証いたします。

現在修得単位数

単位

年 月（ 修了 ・ 修了見込み ） ←どちらかに○を記入

養成校名

養成校番号

代表者氏名

印

(書式 3)

上 級

2026年度

インストラクター上級資格認定 申請書

※受験番号

C-

※受験番号はJHSで記入しますので記入しないでください

|   |   |              |                                       |
|---|---|--------------|---------------------------------------|
| JHS会員番号   |   | 日中連絡の可能な電話番号 |                                       |
| E-mail<br>アドレス  |   |              | 写真添付場所<br>(証明写真)<br><br><よこ3cm×たて4cm> |
| 氏名の<br>ローマ字表記   |   |              |                                       |
| フリガナ  |   |              |                                       |
| 氏 名   |   |              |                                       |
| 修了<br>養成校名  | 初級  |              |                                       |
|   | 中級  |              |                                       |
|   | 上級  |              |                                       |
| 講師歴の有無  | <input type="checkbox"/> あり ・ <input type="checkbox"/> なし |              | ありの場合： 年                              |
| 養成校開設者は<br>養成校名   |   |              |                                       |
| <本年度インストラクター養成校を申請する予定><br><input type="checkbox"/> 中級校を申請予定 <input type="checkbox"/> 初級校を申請予定 <input type="checkbox"/> 申請予定なし                  |   |              |                                       |
| 会報誌およびホームページの合格者名簿に掲載を希望されない方は、チェックをお願いいたします<br>【会報誌】 <input type="checkbox"/> 掲載不可                      【ホームページ】 <input type="checkbox"/> 掲載不可 |   |              |                                       |

※住所等の登録事項に変更があった場合は、必ずJHS事務局にお知らせ下さい。

<修了したインストラクター養成校の代表者の証明>

上記の者は申請書通りカリキュラムを修了したことを証明します。

修得単位数                      単位

年                      月                      修得

養成校名

養成校番号

代表者氏名

印

上 級

2026年度

インストラクター上級資格認定 審査資料

※受験番号

C-

※受験番号はJHSで記入しますので記入しないでください

氏 名

(審査に必要な事項の記入がない場合は、返送して再記入をお願いする場合があります)

| 学習歴 申請書に記したインストラクター養成校以外に、ハーブに関する通信教育、関連分野のスクール、留学、独学の学習歴について簡潔に記入してください。 |     |      |         |
|---|-----|------|---------|
| スクール名、講座名   | コース | 学習期間 | 履修内容・分野 |
|   |     |      |         |
|   |     |      |         |
|   |     |      |         |
|   |     |      |         |
|   |     |      |         |
|   |     |      |         |

| ハーブに関する講師歴 該当するものすべてに○をし、各項目の( )をうめて下さい。 |             |     |  |
|--|-------------|-----|--|
| 1 ( ) 1年(あるいは半年)を通した講座で教えている(いた)         | ( 1年・半年 ,   | 年間) |  |
| 2 ( ) 年数回の連続講座で教えている(いた)                 | ( 回講座, 年 回, | 年間) |  |
| 3 ( ) 単発講座で教えている(いた)                     | (年 回,       | 年間) |  |

| インターン歴 (必須2回以上、上記の講師活動を含む) 講座内容などを詳しくご記入ください。 |     |     |      |
|---|-----|-----|------|
| 日 付   | 教室名 | コース | 講座内容 |
|   |     |     |      |
|   |     |     |      |
|   |     |     |      |
|   |     |     |      |
|   |     |     |      |

関連分野の既得資格



| 教室代表者経歴書  |                          |       | 写真添付<br>(証明写真)<br><br><よこ3cm×たて4cm> |
|---|--------------------------|-------|-------------------------------------|
| ふりがな<br>氏 名   |                          |       |                                     |
| 生年月日  | 年 月 日                    | 女 ・ 男 |                                     |
| JHSインストラクター資格   | 初級・中級・上級・資格なし (いずれかに○印)  |       |                                     |
| 教室の講師の兼任  | 講師をする ・ 講師をしない (いずれかに○印) |       |                                     |
| 教室運営歴   |                          |       |                                     |
| ※JHSインストラクターの資格がなくて特別講師をする場合は、ハーブに関する学習歴、講師歴、著書・論文などを記入してください |                          |       |                                     |

| 講師経歴書 (教室代表者を除く)                                     |              |        | 写真添付<br>(証明写真)<br><br><よこ3cm×たて4cm> |
|--|--------------|--------|-------------------------------------|
| ふりがな<br>氏 名  |              |        |                                     |
| 生年月日   | 年 月 日        | 女 ・ 男  |                                     |
| ふりがな<br>自宅住所 〒                                       |              |        |                                     |
| 電 話  | - -          |        |                                     |
| Eメールアドレス   |              |        |                                     |
| JHSインストラクター資格  | 初級 ・ 中級 ・ 上級 | 会員番号 : |                                     |
| ※JHSインストラクター以外の講師の方は、ハーブに関する学習歴、講師歴、著書・論文などを記入してください |              |        |                                     |

※教室代表者が上級インストラクターの資格を取得していない場合、(書式6)をコピーして「講師経歴書(教室代表者を除く)」を2名記載して提出する。

(書式 7)

年 月 日

教室名 ( )

| 教室設備届    |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 教室の所有形態  | 自己の所有 ・ 自己の所有ではない (借用、カルチャー教室を含む) |
| 教室の広さ    |                                   |
| 机の数      | 個                                 |
| 椅子の数     | 個                                 |
| ホワイトボード  | 有り ・ 無し                           |
| お茶の飲める設備 | 有り ・ 無し                           |
| 料理のできる設備 | 有り ・ 無し                           |
| 染色のできる設備 | 有り ・ 無し                           |
| 栽培 ガーデン  | 有り ・ 無し<br><br>広さ<br><br>所在地      |
| 映像機器     | テレビ(ビデオ) パソコン プロジェクター その他 ( )     |
| 写真       |                                   |

※上級校は全ての設備が必要です。

2026 年度 インストラクター（初級・中級・上級）養成校カリキュラム

いずれかにも〇印をつけて下さい

養成校名: \_\_\_\_\_ 養成校番号: \_\_\_\_\_

初級・中級：18 単位以上（必須 14 単位を含む）、 上級：15 単位以上（必須 11 単位を含む）

| 回  | 月 | テーマ | 分類 | 内容 | 実習 | 単位数 |
|----|---|-----|----|----|----|-----|
| 1  |   |     |    |    |    |     |
| 2  |   |     |    |    |    |     |
| 3  |   |     |    |    |    |     |
| 4  |   |     |    |    |    |     |
| 5  |   |     |    |    |    |     |
| 6  |   |     |    |    |    |     |
| 7  |   |     |    |    |    |     |
| 8  |   |     |    |    |    |     |
| 9  |   |     |    |    |    |     |
| 10 |   |     |    |    |    |     |
| 11 |   |     |    |    |    |     |
| 12 |   |     |    |    |    |     |
| 13 |   |     |    |    |    |     |
| 14 |   |     |    |    |    |     |
| 15 |   |     |    |    |    |     |
| 16 |   |     |    |    |    |     |
| 17 |   |     |    |    |    |     |
| 18 |   |     |    |    |    |     |

(注 1) 1 単位は 2 時間以上とします。 (注 2) カリキュラムが変更になる場合もあります。

(見 本)

## 校 則

### 第1条 (名称)

本校の名称は、NPO 法人 JHS 認定 ○○級ハーブインストラクター養成校 ○○とする。

### 第2条 (入学)

- (1) 所定の入学申請書を提出した者につき書類審査又は面接を実施する。
- (2) 所定の入学金及び受講料を納入期限までに納入すること。
- (3) 上記(1)、(2)の条件を満たした場合は入学を許可する。

### 第3条 (カリキュラム)

JHS のカリキュラムに則った、本校○○級コースのカリキュラムは、別紙の通りである。

### 第4条 (修業期間、履修時間及び修了証)

- (1) 修業期間は1年とする。
- (2) 履修時間については、○○級コースを修了するためには所定カリキュラム内の5分の4以上の出席が必要である。受講漏れの科目については補講またはレポートを提出すること。
- (3) 上記(1)、(2)の条件を満たした場合は当該校発行の修了証を授与する。

### 第5条 (運営規定)

#### (1) 定員

1クラス30名を上限とする。

#### (2) 進級及び卒業

受講時間が単位の5分の4に満たない場合は進級または卒業を認めないこと。  
正当な理由がある場合には認めるが休学届を提出すること。

#### (3) 転校

正当な理由がある転校生はJHSの認定校に限り、紹介をすることができる。  
また、他校からの転校の時は、修得した単位を考慮し受講することができる。

#### (4) 住所変更等の届出

登録された住所等に変更が生じた場合はすみやかに当該校に届けること。

#### (5) 退学、除籍その他

- ① 正当な理由なく遅刻、早退、欠席を繰り返した場合は退学とする。
- ② 30分以上の遅刻、早退は出席と認めない。
- ③ 受講中の個人による事故は自己責任とする。
- ④ 当該スクールで使用した資料、教材等を許可なく自己の学習以外の目的で使用することを禁止する。
- ⑤ 当該スクールの品位を著しく貶める言動や秩序を乱すような行為をした場合は退学とする。

#### (6) 受講料の返却

転校、退学などにおける受講料返却の扱いは、入学時に別途文書で明示する。

## インストラクター養成校 登録内容変更届

|       |  |         |  |
|-------|--|---------|--|
| 養成校名  |  |         |  |
| 養成校番号 |  | 代表者会員番号 |  |

変更箇所のみチェックして記入して下さい。

| チェック                     | 変更箇所                      | 変 更 後   |                |               |
|--------------------------|---------------------------|---|----------------|---------------|
| <input type="checkbox"/> | ク ラ ス                     | 初級  | 中級             | 上級 (○をつけて下さい) |
| <input type="checkbox"/> | ふりがな<br>代表者名・法人名および代表者の資格 | (○をつけて下さい)<br>インストラクター 初級 中級 上級 なし<br>スペシャリスト 料理 栽培 アート |                |               |
| <input type="checkbox"/> | ふりがな<br>代表者住所             | (〒 )  |                |               |
| <input type="checkbox"/> | ふりがな<br>教室名               |   |                |               |
| <input type="checkbox"/> | 教室住所                      | (〒 )  |                |               |
| <input type="checkbox"/> | TEL/FAX/携帯                |   |                |               |
| <input type="checkbox"/> | メールアドレス                   |   |                |               |
| <input type="checkbox"/> | 講師名                       | 退任・新任   | インストラクター 中級 上級 |               |
| <input type="checkbox"/> | 講師名                       | 退任・新任   | インストラクター 中級 上級 |               |
| <input type="checkbox"/> | その他                       |   |                |               |

講師が新任の場合、講師経歴書(書式6)を提出して下さい。

ホームページ・会報誌掲載内容変更の場合は下記にもご記入ください。

|                          |          |  |
|--------------------------|----------|--|
| <input type="checkbox"/> | 代表者名・法人名 |  |
| <input type="checkbox"/> | 住 所      |  |
| <input type="checkbox"/> | TEL/FAX  |  |
| <input type="checkbox"/> | スクール名    |  |
| <input type="checkbox"/> | メールアドレス  |  |
| <input type="checkbox"/> | U R L    |  |

【お問い合わせ・お申し込み】

特定非営利活動法人 ジャパン ハーブ ソサエティー (JHS)

事務局: 〒102-0074 東京都千代田区九段南 3-3-13 横山ビル 2F

Phone: 03-5212-4300

Facsimile: 03-5212-4301

e-mail: [info@npo-jhs.jp](mailto:info@npo-jhs.jp)

URL: <https://www.npo-jhs.jp>